

# 市民意見公募手続の実施結果

事案番号 12413

所管課名 危機管理課

実施事案名 松山市地域防災計画(令和7年修正)(案)

意見提出期間 R6.12.9 ~ R7.1.16 30日間

●意見の提出の有無 ■有 □無

●意見の提出件数 個人: 1件 (1)人 【件数内訳】 持参: 0 郵送: 0 Fax: 0 電子メール: 1 その他: 0  
 団体: 2件 (1)人 【件数内訳】 持参: 0 郵送: 0 Fax: 0 電子メール: 2 その他: 0  
 合計: 3件 (2)人 【件数内訳】 持参: 0 郵送: 0 Fax: 0 電子メール: 3 その他: 0

●意見の反映件数 2件 / 3件

## ★提出のあった意見の概要及びそれに対する市の考え方等

意見の概要	意見に対する市の考え方	政策等の案の修正内容
<p>◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 ※集約意見数 (0)件</p> <p>地震災害対策 第2章 第15節 第1 2施設及び体制の整備(123頁)「東日本大震災や熊本地震等では、被災地の水道施設が甚大な被害を受けたことから、地震災害に備え、重要な水道施設から優先的に耐震化を図る。」という表記中、「地震災害に備え」を「国の補助金を活用しつつ、」に変更する。</p> <p>【理由】 「地震災害に備え」の文言はなくても意味は通じ、令和6年度から水道事業者を支援する国土交通省の補助金が始まったため。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 <input checked="" type="checkbox"/>反映 <input type="checkbox"/>反映なし</p> <p>頂いた御意見を参考に、本文中の表現を修正します。 なお、「補助金を活用しつつ、」という文言につきましては、水道施設にかかわらず、地域防災計画に係るすべての分野で、国の補助金等は積極的に活用することとしているため、現状のままとさせていただきます。</p>	<p>地震災害対策 第2章 第15節 第1 2施設及び体制の整備 東日本大震災や熊本地震では、被災地の水道施設が甚大な被害を受けたことから、地震災害に備え、重要な水道施設から優先的に耐震化を図る。 の「地震災害に備え、」の文言を削除します。</p>
<p>◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 ※集約意見数 (0)件</p> <p>区分所有建物(分譲マンション等)の防災も計画の対象とする。</p> <p>【理由】 マンション建物は木造住宅に比べ比較的堅牢であることから入居者や管理組合の防災意識が高くない傾向があるほか、合意形成がなければ被災後の復興が進まない等、マンション固有の事情を有しているため。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 <input checked="" type="checkbox"/>反映 <input type="checkbox"/>反映なし</p> <p>頂いた御意見を参考に、本文中にマンション防災についての記載を追加します。</p>	<p>風水害等対策編・地震災害対策編 第2章 第4節 第4 マンション・事業所等での自主防災活動 (風水害等対策編43頁・地震災害対策編67頁) 1マンションでの自主防災活動 マンション等の共同住宅は、躯体が耐震化されている建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能であるが、エレベーターや給排水設備が使用できない場合は、在宅避難が困難となる。また、災害時の管理会社の人的不足や復旧に際し住民の合意形成が必要である等、マンション固有の問題から復旧が遅延する可能性がある。 そのため、マンションでの防災については、マンション特有の事情を踏まえた普及啓発を行うことが必要であり、管理組合や管理会社等と連携し、マンションコミュニティ全体の防災意識を向上させるよう努める。 また、地域全体の防災活動の活性化を図り、マンション居住者以外の住民との相互連携の視点に立ち、地域が一体となった共助を推進する。</p>
<p>◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 ※集約意見数 (0)件</p> <p>マンション管理計画認定制度で防災に関する項目を設けるなど、マンション管理適正化推進計画を活用する旨を記載する。</p> <p>【理由】 マンション防災を実効的なものとするため。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/>反映 <input checked="" type="checkbox"/>反映なし</p> <p>管理計画認定制度は、マンション管理の維持向上と良好な管理状況が市場で評価されることを目的としており、防災についても管理上重要な項目ではありますが、今後より多くのマンションの管理組合等に管理計画の認定申請をしてもらう必要があることから、当面の間は市独自の認定基準は設けないこととし、現状のままとさせていただきます。 頂いた御意見は、今後の取り組みの際の参考とさせていただきます。</p>	<p>反映なし</p>

★政策等の案の公表後、実施機関が自らの判断で修正した内容

修正内容		修正理由
修正前	修正後	
風水害等対策編 第2章 第12節・地震災害対策 第2章 第10節 第1 避難計画 1 避難場所の指定(3)指定避難所の指定 (風水害等対策編81頁・地震災害対策編98頁) 避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とする。	⇒ 避難者の必要面積は1名につき3.5㎡以上を目安とする。	令和6年12月、内閣府から自治体向けの避難所に関する 取組指針・ガイドラインが改定され、生活空間の確保のため 1人あたり「3.5㎡の居住スペース」が示されたため。